

## 資料5の1

### 3 本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

#### 3 本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

##### (1) 意思決定支援の基本原則

第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

##### (2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする<sup>7</sup>。

#### 4 後見人等として意思決定支援を行う局面

後見人等による意思決定支援は、飽くまで後見事務の一環として行われるものである以上、後見人等が直接関与して意思決定支援を行うことが求められる場面は、原則として、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面<sup>8</sup>に限られる。

本人の特性を踏まえ、ケース・バイ・ケースで判断する必要があるが、一般的な例としては、①施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合、②自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合、③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場合などが挙げられる<sup>9</sup>。

ただし、それ以外の局面における意思決定支援に関しても、後見人等として、後記第3の2(2)に記載した関与が求められる<sup>10</sup>。

# 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 基本的な考え方

意思決定支援ワーキング・グループ

## 本ガイドラインの背景・趣旨・目的

後見人を含め、本人に関わる支援者らが常に、全ての人には、自分のことを決める力があるという前提に立ち、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるよう、何が後見人等に求められているかの具体的なイメージを示すもの

### 後見人として意思決定支援を行う場面…\*1

○本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為

(例) 施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合など

(ただし、その他の局面においても、意思決定支援が適切にされているかについて、後見人としてチェック機能を果たすことが求められる…\*2)

## 意思決定支援のプロセス

### 支援チームによる対応

#### 【意思決定支援のための環境整備】

日常的な事柄につき本人が意思決定をすることができる支援がされているという環境の整備が必要

##### ・本人のエンパワメント

本人が、自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日頃から自尊心や達成感が満たされていることが重要

##### ・支援者側の共有認識・基本的姿勢

各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身に付けておくことが必要

### 【意思決定支援の具体的プロセス】

#### ①支援チームの編成と支援環境の調整

##### i 支援チームの編成

- ・福祉関係者の責任において行うことを想定
- ・本人の思いや意思が反映されやすいチームとする（メンバーには、本人の意思を汲もうとする姿勢が求められる）

##### ii 支援環境の調整・開催方法等の検討

- ・メンバーは、ミーティングの趣旨や留意点を理解する
- ・本人にとって適切なミーティングの在り方を検討する（日時・場所や参加者等）

##### iii 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備

##### iv ミーティングの招集

- ・進行管理に責任を持つ者が関係者を招集

#### ②本人を交えたミーティング

- ・主催者は、事前の調整を踏まえて設定されたテーマやルールに沿って会議を進行
- ・本人に対し、本人の特性を踏まえつつ、状況を分かりやすく説明しながら、本人の意思や考えをできる限り引き出す
- ・誘導にならないよう気を付けながら、本人が現在採り得る選択肢を示す

#### ③意思が表明された場合

- ・意思決定能力について特段疑問がない限り、本人の意思決定に沿った支援を行う

※意思決定能力：個別の意思決定に際し、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力

### 後見人等の関与の仕方・役割

#### ※後見人としてのチェック機能…\*2

本人が日常生活を送るに当たって、支援者により適切な意思決定支援がされているかや、表明された意思が尊重されているかどうかを把握する

##### (留意点)

- ・意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることや、本人と信頼関係を構築することが重要
- ・なるべく早期に本人・支援者と接触し、支援者の輪に参加する
- ・本人の意思が十分に尊重されていない場合には、環境の改善を試みる

#### ※後見人としての意思決定支援…\*1

ミーティング主催者とともに、支援チームのメンバー選定も含め主体性を持って関わっていくことが望ましい

(チームが機能している場合)

- ・他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかチェックし、問題がある場合には注意を促すことが求められる

(チームが機能していない場合)

- ・中核機関等の支援を受け、支援者らの意識の改善やチームの再編成を試みたりするなど、主体的に関与することが望ましい

※後見人は、自分の価値観が決定に影響しないように気を付ける必要がある

#### ※後見人としての意思決定支援…\*1

本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される

## 代行決定のプロセス（支援チームによる）

◇本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない

### 意思決定や意思確認が困難とみられる局面

- 意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、本人の意思や意向を把握することが困難であり、かつ、決定を先延ばしにすることができない場合



### 意思決定能力アセスメント（評価）

支援者が意思決定支援を尽くしているかも併せ、対象となる意思決定に関し、  
(1)理解、(2)記憶保持、(3)比較検討及び(4)表現の4要素を検討し、その時点で本人が意思決定をすることが困難かどうかを判断する  
※支援を尽くしたと言えるかどうかについても、チーム内で適切に検討する  
※全ての人は意思決定能力があることが推定される。  
※決定を先延ばしにすることができる場合には、改めて意思決定支援を行うことになる。

### ○アセスメントの結果、本人の意思決定がその時点ではどうしても困難と評価された場合



### 意思推定に基づく代行決定

根拠を明確にしながら、本人の意思及び選好の推定を試みる

#### i 本人の意思が推定できる場合

- 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じない限り、推定意思に基づいて支援を行う

#### ii 意思推定すら困難な場合

- 最善の利益に基づく代行決定…\*3

### 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

#### 後見人等が、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う場合

- ①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、意思を推定することさえできない場合  
…\*3
- ②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じてしまう場合…\*4

※本ガイドラインにおける最善の利益とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方。客観的・社会的利益を重視した考え方は採用していない

※最善の利益に基づく代行決定は、最後の手段として慎重に検討されるべき

（検討を誤ると本人の自己決定権の侵害となる可能性もある。支援のしやすさを優先していないかや、結論ありきの検討にならないかにつき注意する必要がある。）

- ◇一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、意思決定能力があるという前提に立って、再び意思決定支援を行わなければならない

### 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が懸念される局面等

- 意思決定支援の結果、本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じるような場合等

→ 法的保護の観点から、最善の利益に基づいた代行決定を行うことが許容される

### ○重大な影響といえるかどうかについての判断要素

- ①本人が他に採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
- ②一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
- ③その発生に確実性があるか

i 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合

本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される

ii 重大な影響が発生する可能性が高いと評価される場合

法的保護の観点から、以下の判断を行うことがある

- ①本人の意思実現について同意しない（同意権・代理権の不行使）

- ②最善の利益に基づく代行決定（代理権、取消権の行使）…\*4

**後見人等として意思決定支援を行う場面とは？**

- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額な資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合など
- 契約等をする場合は、意思決定支援が必要です。

## 意思決定支援のプロセス

### 後見人等の役割

- ① チームをつくります
- ② 支援のための環境を整えます
  - 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
  - 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。
- ③ これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します
- ④ 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います
  - 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記①～③に戻ることもあります。
  - ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！

### 意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

## 意思決定支援後のプロセス

### 本人から意思が表明された

- ① その意思が真意か  
疑問がある
- ② 意思決定支援を続ける

### 意思実現の支援に移る

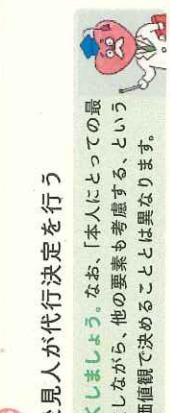


### 本人の意思の確認が困難

- ① 決定を先延ばしできない
- ② 意思決定アセスメント
  - 支援者側が支援を尽くしたかどうか、チームで検討しましょう！ 尽くせていなければ、支援に戻りましょう。
  - 本人はその時点での課題について意思決定をすることが困難とは言えない
- ③ 意思決定アセスメント

### 意思決定支援へ戻る

- ① 意思の推定
  - 本人の意思・選好を推定する
  - 本人はその時点での課題について意思決定をすることが困難とは言えない
- ② 意思推定アプローチ
  - 本人にとての最善の利益
  - 「本人にとての最善の利益」を検討し、後見人が代行決定を行う
  - このアプローチは、最後の手段です。意思決定支援を尽くしましょう。なお、「本人にとっての最善の利益」とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重しながら、他の要素も考慮する、という考え方です。「こうするのが本人のためだ。」と第三者の価値観で決めることは異なります。



\*「様式1～5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

**【様式1】 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート  
記入例・解説**

個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートは、①後見人等が意思決定支援のプロセスを適切に踏んでいることを自ら確認すること、②後に同様又は別の課題が生じた際の参考資料とする目的として作成をするものです。後見人等以外の支援者と共有することもありますが、作成・管理は後見人等が行うことを前提にしています。

**I. 全体の概要**

本 人	○○ ○○	記入者	○○ ○○	本人との関係	保佐人
テーマ (課題となる意思決定)	居所の決定における意思決定支援 (本人が今後利用する介護保険サービスについて、入所が必要か?)				
このテーマが生じた経過概要	支援者の服薬管理、自転車のカギの管理を嫌がった本人がサービス利用を止めたいと言いましたし、ケアマネジャーより施設入所の提案があった為、意思決定支援ミーティングを開催。				

**II. 支援環境の調整等 (○月○日○時～ デイサービス会議室で実施)**

検討したメンバー	保佐人、中核機関職員、ケアマネジャー、デイサービス相談員
<b>意思決定に関する課題の検討内容</b>	
■ミーティング開催趣旨の確認	□本人が望むコミュニケーション方法の検討
■本人が安心できる時間、場所、開催方法の検討	■その他（本人をよく知る人からの情報収集）
■本人が安心できる支援者の検討	
<b>支援者が本人の理解、記憶、比較検討を支援するために、ⅢやⅣで行う工夫</b>	検討をした項目を○で囲む
本人の真意を探る	開かれた質問で尋ねる 本人に説明させその理解を確認する
選択肢にべき比較のポイントを示す	文字にする 図や表を使う ホワイトボード等の使用
他者からの不当な影響の排除	コミュニケーションに時間をかける
時の経過や状況により意見が変化することを許容する	意思決定を強いない
再度の確認（重要な決定の場合）	その他（ ）
<b>決定事項、役割分担、今後の動き方</b>	
➤ 今後の生活についての本人の希望や選好を聞いてから、サービスについて検討する。	
➤ 本人の自宅で、午前中に実施する。	
➤ 安心して話ができる環境について、ケアマネジャーが情報収集する。	
➤ 主治医からの情報収集は保佐人が行う。	
➤ 本人への趣旨説明は保佐人と中核機関職員とで実施、参加メンバーについての希望も確認する。	
➤ ミーティング招集の呼びかけは中核機関が実施する。	

コメントの追加 [ 1]: ガイドライン p.7～8 の「第3の3(2)支援チームの編成と支援環境の調整」に対応する部分です。

コメントの追加 [ 2]: ガイドライン p.8～10 の「ミーティング開催にあたっての留意事項」を示しています。全てにチェックする必要は無く、検討した内容をチェックします。

コメントの追加 [ 3]: ガイドライン p.11～12 の「意思形成支援におけるポイント」「意思表明支援におけるポイント」に記載された工夫例をいくつか示しています。全ての項目を囲む必要は無く、検討した項目を○で囲みます。

コメントの追加 [ 4]: 上記の項目の例示を参考にしながら、「本人への趣旨説明」や「本人を交えたミーティング」に向けて、支援者と共に準備をして、決まったことを記録します。

コメントの追加 [ 5]: ガイドライン p.10 の「第3の3(3)本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備」に対応する部分です。

コメントの追加 [ 6]: IIの欄で検討した支援を実施しながら、本人にミーティング開催の趣旨を説明し、参加メンバーの選定や、本人の選好や意思意向を確認します。

コメントの追加 [ 7]: IIで検討した支援が実施できなかった場合には、その理由を記録し、IVのミーティングでどのような工夫をすべきか再考します。

**III. ミーティング前の本人への趣旨説明 (○月○日○時～、本人宅で、対面で実施)**

説明した人	○○ ○○ (保佐人)、○○ ○○ (中核機関職員)
説明の内容	■趣旨説明 ■参加メンバーの選定 ■本人の好みや価値観の把握 ■意思意向の確認 ○○さんにとっていやなことが無くなる話し合いをしたいことを説明。 話し合いに出席したからといって、その場で決めなくて良いことも伝えた。
IIで検討した支援の実施	■実施できなかった (一部実施できなかった) 理由：本人に、話し合いの順番等を説明し、ミーティング参加者の席順についても相談したいと考えていたが、デイサービスの職員が出席しても良いか尋ねた後、機嫌が悪くなり話を続けることを嫌がったため、一部、実施できなかった。
本人の考え方	インコと暮らしたい、好きな物を食べて暮らしたい、自分でできることは自分でやりたい。

**【基本原則】**

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。